

岐阜県酒類納入事業者支援金支給要綱

令和3年5月31日制定

(総則)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、飲食店等（食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可を受けている店舗のうち、酒類の提供を行う店舗で、知事が認めるものをいう。以下同じ。）に対する営業時間の短縮や酒類の提供を行わない旨の県の要請により影響を受ける酒類納入事業者に対し、予算の範囲内で支援金を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

(対象事業者等)

第2条 支援金の支給の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾）及び県が支給する他の一時支援金（岐阜県「酒類の提供停止」、「カラオケの利用自粛」の要請により影響を受ける事業者への支援金、岐阜県タクシー事業者及び自動車運転代行事業者支援金並びに岐阜県内宿泊事業者支援金をいう。）の申請をしていない者（申請をする予定がある者を除く。）
- (2) 県内に本社又は販売場等（酒税法（昭和28年法律第6号）に基づく免許を受けた販売場又は製造場をいう。以下同じ。）がある者
- (3) 県内の飲食店等に直接的又は間接的に、かつ、定期的に酒類を納入している者であって、知事が認めるもの
- (4) 令和3年5月9日時点で第2号の免許に係る事業を行っている者であって、同日以後も当該事業を継続する意思を有する者（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、令和3年5月9日以降に休止し、この支援金の支給申請時点においても休止している者であって、当該感染症が収束した際には当該事業を再開する意思を有する者を含む。）であること。
- (5) コロナ社会を生き抜く行動指針（令和2年5月15日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部策定）に沿った感染防止対策を実施している者

2 支援金の額は、一対象事業者当たり10万円とする。

(欠格事由)

第3条 前2条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象事業者となることができない。

- (1) 暴力団（岐阜県暴力団排除条例（平成22年岐阜県条例第54号。次号において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

- (3) 役員等（法人にあつては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及び使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員等を使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

（支給申請）

第4条 支援金の支給を受けようとする対象事業者は、様式1に別表に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 申請書類の提出期限は、令和3年6月30日とする。

（支給の決定等）

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、支援金の支給の可否を決定するものとする。

2 知事は、支援金の支給の決定をしたときは、当該申請をした者に支援金を支給するものとする。

3 知事は、支援金の不支給の決定をしたときは、当該申請をした者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第6条 知事は、対象事業者が法令等若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は誓約書に虚偽の誓約をしたときは、支給の決定を取り消すことができる。

（支援金の返還）

第7条 知事は、支援金の支給の決定を取り消した場合において、既に支援金が支給

されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除等)

第8条 第4条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して支援金の支給をしないものとする。

2 知事は、第5条第1項の規定による支給の決定をした後において、当該支給の決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、第6条の規定により支援金の支給の決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に支援金が支給されているときは、知事は、前条の規定により、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第9条 対象事業者は、第7条の規定により支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、対象事業者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。

3 対象事業者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

4 知事は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(立入検査等)

第10条 知事は、この要綱に基づく支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、対象事業者に対して報告させ、又は対象事業者の事務所、販売場等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る支援金から適用する。

別表（第4条関係）

1	岐阜県内の飲食店等に酒類を納入している販売場等の情報及び取引先情報 （様式2-1） 岐阜県内の飲食店等と定期的に酒類の取引（直接・間接）を行っていることが分かる書類（様式2-2、2-3、2-4、2-5）
2	営業活動を行っていることが分かる書類（様式3）
3	誓約書（様式4）
4	本人確認書類（個人の場合のみ）
5	その他申請において必要と認められる書類

酒類納入事業者支援金

様式 1

年 月 日

岐阜県知事 様

協力金 (第5弾) 申請 (予定を含む) 有無	有 ・ 無	所在地 <small>(法人は本社所在地・個人は主たる販売場等所在地)</small>	〒		
岐阜県の他の 一時支援金申請 (予定を含む) 有無	有 ・ 無		フリガナ	名 称	
		申請事業者名 <small>押印：個人事業者は自署の場合不要。法人は登録された代表者印 (法人の実印)</small>	代表者役職		
			フリガナ		
			(代表者)氏名 印		

岐阜県酒類納入事業者支援金支給申請書

標記について、次のとおり支援金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 申請者の情報

申請者の種別 (いずれか選択)	<input type="checkbox"/>	法人	法人番号 (13桁)										
	<input type="checkbox"/>	個人事業者	個人事業者の 自宅住所(上記 所在地と異なる 場合)(※1)	〒									
			生年月日 (西暦)	年	月	日生							
担当者名 及び日中の 連絡先 (※2)	所 属 部 署		フリガナ										
	連 絡 先		氏 名										
			TEL/携帯番号 — —										

- ※1) 本人確認書類と同じ住所を記入ください。
- ※2) 法人及び個人事業者いずれも本申請に関して問合せ対応できる方をご記入ください。

2 振込先（通帳等に記載のとおり正確に記入してください。）

金融機関名	銀行・金庫・組合・農協・漁協						
支店名	本店・支店・出張所・本所・支所 ※ゆうちょ銀行の場合は3桁の店番を記載						
預金種類 (該当に○)	1 普通	2 当座	3 納税準備	4 貯蓄			
口座番号							
(フリガナ) 口座名義人							

※口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記載してください。

※必ず申請者名義の口座を指定してください。（申請者が法人の場合は当該法人、個人事業者の場合は当該個人の口座に限ります。）

下記に通帳の写し（表紙をめくった見開きページ全体）を貼り付けてください。

通帳の写し貼付欄

酒類納入事業者支援金

様式 2-1

岐阜県内の飲食店等に酒類を納入している販売場等の情報及び取引先情報を記入してください。

申請事業者名：

1 販売場等情報（県内飲食店等との直接・間接の取引がある販売場等を記入）

販売場等名	フリガナ
販売場等所在地	
免許の種別 (○で囲む)	酒類製造免許 ・ 酒類販売業免許

2 取引のある県内飲食店等の情報（上記販売場等の主な取引先について記入）

(1) 県内飲食店等と酒類の直接取引がある場合

- ・ 下記①に当該飲食店等との取引について記載してください。

(2) 飲食店等との酒類の取引が間接的である場合

- ・ 下記①に間接取引先（一次取引先）との酒類の取引内容を記載したうえで、②③に当該酒類が県内飲食店等に納入されるまでの取引内容を記載してください。

取引先情報 ① (一次取引先)	法人名又は 個人事業者名		販売場等又は 飲食店等名	
	販売場等又は 飲食店等所在地			
	代表者名			
取引先情報 ② (二次取引先)	法人名又は 個人事業者名		販売場等又は 飲食店等名	
	販売場等又は 飲食店等所在地			
	代表者名			
取引先情報 ③ (最終取引先)	法人名又は 個人事業者名		飲食店等名	
	飲食店等 所在地			
	代表者名			

酒類納入事業者支援金

様式2-2 (酒類製造業者用)

岐阜県内の飲食店等と定期的に酒類の取引(直接・間接)を行っていることが分かる書類を添付してください。

申請事業者名：

販売場等名

1 該当する取引ルートにチェックの上、各取引に必要な書類を添付してください。

「酒類製造業者 → 飲食店等」の場合
(一次取引)

「酒類製造業者 → 小売業者 → 飲食店等」の場合
(一次取引) (二次取引)

「酒類製造業者 → 卸売業者 → 小売業者 → 飲食店等」の場合
(一次取引) (二次取引) (三次取引)

「一次取引」に関し

直近3ヶ月程度(令和3年2月から4月想定)の取引が確認

できる書類のコピー

(貼付又は本紙とともにホッチキス止めして提出してください。)

酒類納入事業者支援金

様式 2 - 3 (卸売業者、小売業者用)

岐阜県内の飲食店等と定期的に酒類の取引(直接・間接)を行っていることが分かる書類を添付してください。

申請事業者名 :

販売場等名

1 該当する取引ルートにチェックの上、各取引に必要な書類を添付してください。

「小売業者 → 飲食店等」の場合
(一次取引)

「卸売業者 → 小売業者 → 飲食店等」の場合
(一次取引) (二次取引)

「一次取引」に関し

直近3ヶ月程度(令和3年2月から4月想定)の取引が確認

できる書類のコピー

(貼付又は本紙とともにホッチキス止めして提出してください。)

様式 2 - 4 (卸売業者記載用)

取引状況確認書

岐阜県知事 様

〒

住所

法人名 (法人の場合のみ)

販売場名

電話番号

代表者職・氏名

印

岐阜県内の飲食店等との酒類取引について、下記のとおりで間違いありません。

記

1 当社は、以下の取引を行いました。

直近3ヶ月程度(令和3年2月から4月想定)の取引について記載してください。

2 後日、県が、当社と上記事業者との酒類取引に係る状況等について、必要に応じて当社に問い合わせることに同意します。

様式 2 - 5 (小売業者記載用)

取引状況確認書

岐阜県知事 様

〒

住所

法人名 (法人の場合のみ)

販売場名

電話番号

代表者職・氏名

印

岐阜県内の飲食店等との酒類取引について、下記のとおりで間違いありません。

記

1 当社は、以下の取引を行いました。

直近3ヶ月程度(令和3年2月から4月想定)の取引について記載してください。

2 後日、県が、当社と上記事業者との酒類取引に係る状況等について、必要に応じて当社に問い合わせることに同意します。

酒類納入事業者支援金

様式3

営業活動を行っていることが分かる書類

直近3カ月程度（令和3年2～4月想定）の経理帳簿（現金出納簿等）の写しを貼付又はこの様式と一緒にとじて提出してください。

申請事業者名：

販売場等名

注意：この用紙にとれない様に帳簿等の写しを添付してください。

貼り切れない場合は必要に応じコピーして作成してください。

直近3ヶ月程度（令和3年2月から4月想定）の
経理帳簿の写し

（貼付又は本紙とともにホッチキス止めし提出してください。）

様式4

岐阜県知事 様

誓約書

岐阜県酒類納入事業者支援金の支給申請にあたり、次のとおり誓約します。

1. 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾）及び県が実施する他の一時支援金（岐阜県「酒類の提供停止」、「カラオケの利用自粛」の要請により影響を受ける事業者への支援金、岐阜県タクシー事業者及び自動車運転代行事業者支援金並びに岐阜県内宿泊事業者支援金）への申請（予定を含む。）はありません。
2. 【令和3年5月9日時点で営業を継続している者】
令和3年5月9日時点で申請書に記載した事業を営んでおり、かつ、同日以後も当該事業を継続して実施しています。
【令和3年5月9日以降休止している者】
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に休止していますが、当該感染症が収束した際には、事業を再開します。
3. コロナ社会を生き抜く行動指針に沿った感染防止対策を実施しています。
4. 申請受付要項の内容を確認しており、申請書及び添付資料に記載した情報に偽りはありません。また、酒類の販売に必要な免許を受けています。
5. 支援金の支給後に申請内容に虚偽等が判明した場合は、支援金の返還に応じるとともに、加算金の支払に応じます。
6. 岐阜県から申請内容及び審査に関する調査・報告・是正のための依頼・措置の求めがあった場合は、これに応じます。
7. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、岐阜県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していません。
8. 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、支援金の支給を受けた事業者名、対象販売場名等の情報が公表されることに同意します。
9. 申請書類に記載された情報は、必要に応じて行政機関（税務当局、警察署、保健所等）に提供することに同意します。

【署名欄】 署名年月日 年 月 日

所在地（個人事業主の場合は自宅住所）

申請事業者名

代表者役職・氏名